

消費税軽減税率制度に係る 事業者支援措置について

平成30年7月
中小企業庁

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

	レジ導入等の支援（A型）	受発注システムの改修等の支援（B型）
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	原則 2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）	2/3
補助額上限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> レジ本体 レジ付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロー・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ） 機器設置に要する経費（運搬費含む） 商品マスタの設定費（リースの場合も対象です） （具体的な対象機種等は、ホームページで公表します） 	<ul style="list-style-type: none"> 電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） （リースの場合も対象です）
申請支援等	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。
申請期限	機器導入・改修後（申請期限:2019年12月16日） ※レジの設置・支払期限は2019年9月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業者による改修:システム改修・入替前（申請期限:2019年6月28日,完了報告期限:2019年12月16日） 自己導入:システム改修・入替後(申請期限:2019年12月16日) ※システム改修・入替期限:2019年9月30日まで

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。

■ 詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

⇒ [軽減税率対策補助金事務局ホームページ](http://www.kzt-hojo.jp) (www.kzt-hojo.jp)

■ お電話でも問合せを受け付けております。

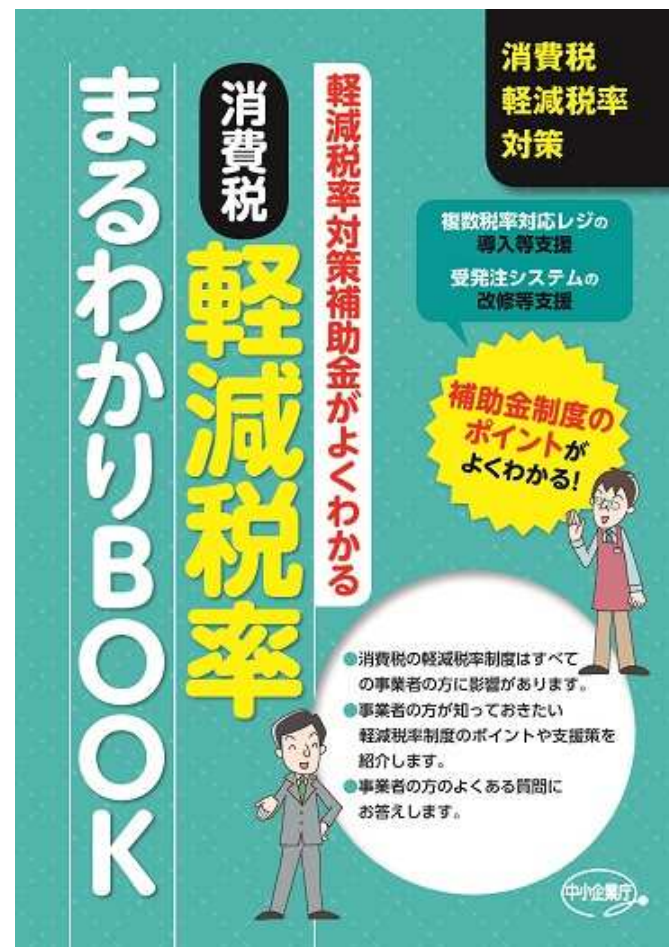
⇒ [軽減税率対策補助金事務局コールセンター](http://www.kzt-hojo.jp)（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）

TEL:0570(081)222（IP電話等からの番号 03(6627)1317）

■ お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

中小企業庁の軽減税率対策パンフレット

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者の方や支援機関の方々向けに、制度の概要や軽減税率対策補助金の詳細を分かりやすくまとめたパンフレットを発行。



▶ 中小企業庁のホームページからダウンロードや冊子の請求が可能。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html>)

トップページ → 相談・情報提供 → 出版物

〇〇〇〇薬局

〇会社概要

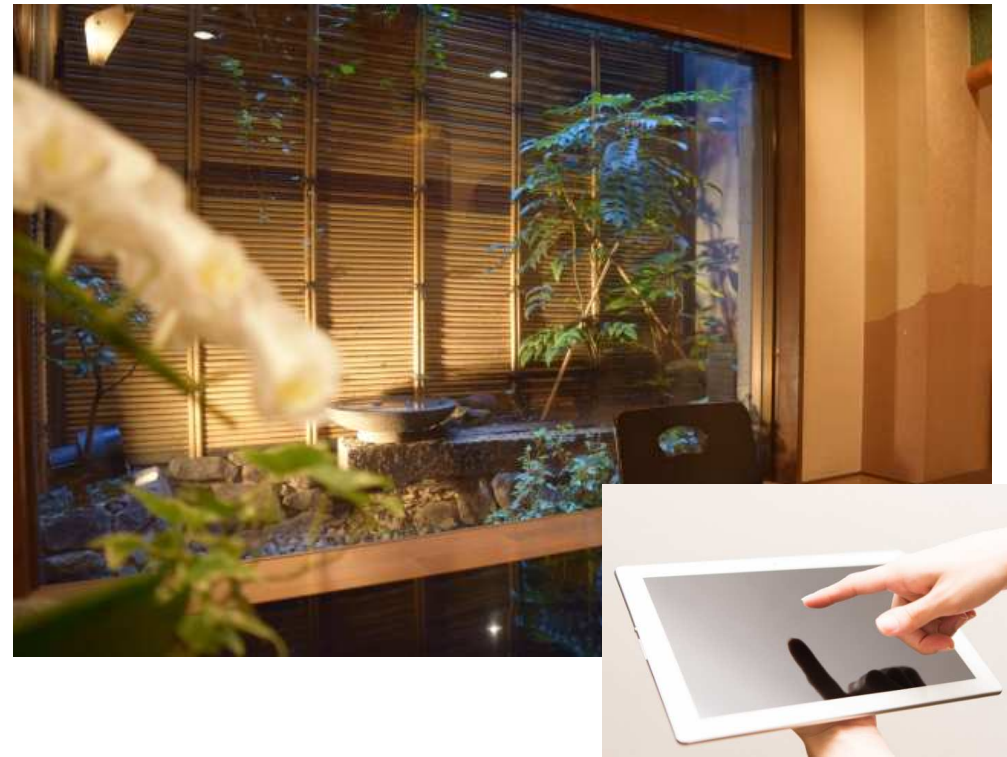
業種：小売業、資本金：1,000万円、従業員：3名



小料理屋△△△

〇会社概要

業種：サービス業、資本金：1,200万円、従業員：6名



〇軽減税率補助金でのレジ導入概要（レジ1台導入）

- ・レジの購入金額：307,000円（補助率2/3）＝ 200,000円
※ 1台あたり補助金上限額200,000円
- ・設置に要する経費：300,000円（補助率2/3）＝ 200,000円
- ・補助金交付額：**400,000円**

〇軽減税率補助金でのレジ導入概要（モバイルPOSレジ1台導入）

- ・タブレット購入金額：42,800円（補助率1/2）＝ 21,400円
- ・レシートプリンタ、バーコードリーダー、キャッシュドロア
購入金額：79,600円（補助率2/3）＝ 53,066円
- ・補助金交付額：**74,466円**

消費税軽減税率対応窓口相談等事業

平成30年度予算額 **19.4億円（19.4億円）**

事業の内容

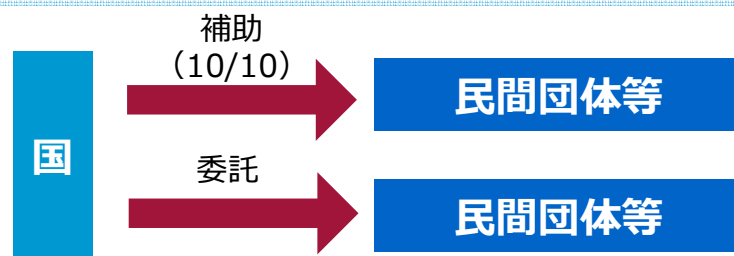
事業目的・概要

- 消費税軽減税率制度の実施に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。
- そこで、消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行います。
- また、税制抜本改革法において、消費税率の引上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施します。

成果目標

- 中小企業団体等と連携し、全国約2,400箇所に相談窓口を設置し、講習会等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の消費税軽減税率制度に対する認知・理解を深めることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

講習会の実施



消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等について周知徹底を図るため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会等を開催します。

相談窓口の設置



中小企業からの消費税軽減税率制度等に関する相談に対応するため、中小企業団体等と連携して相談窓口を設置します。

専門家派遣



事務負担が増大する個別事業者へのきめ細かい対応を実施するため、専門家が出張し、指導・助言を行います。

普及啓発等

パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報を行い、万全の普及啓発を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する実態調査を行います。

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」講師派遣事業

1. 事業の内容

消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）（以下「支援措置」という。）の説明が必要な場合に事務局から講師を派遣する。

なお、原則、講師による説明は支援措置のみ（消費税軽減税率制度の説明は国税庁、税務署等に依頼してください。）

2. 派遣費用

原則、無料（講師の謝金及び旅費は事務局が負担するが、予算が上限に達した場合は負担できない可能性もある。この場合は講師の紹介のみとする。）。

3. 要件、開催規模

消費税軽減税率の説明会に合わせて、支援措置を説明する場合であって、原則10人以上の中小企業者が集まる場合とする。

また、講師との日程調整等が必要なため、原則として説明会の1ヶ月前に申し込むものとする。

4. 申込方法、問い合わせ

専用ホームページから、講師派遣申込書を記入して事務局にメールまたはFAXで送付する。

専用ホームページアドレス：<http://keigen-zei.jp/>

問い合わせ：軽減税率対応講師派遣相談窓口

〒100-8228

東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6F

株式会社 パソナ 官公庁事業部 官公庁第2チーム

9:00am~5:00pm (土日、祝日、年末年始を除く)

TEL : 03-6734-1295

FAX : 03-6734-1312

メールアドレス：keigenzeiritsu@pasona.co.jp

5. 講師

あらかじめ消費税軽減税率制度等の研修を受け、事務局に登録された講師の中から選定して派遣する（講師リストは公開しないため、リストからの指名は出来ない）。

6. 説明時間

原則、15~30分以内（詳細な時間については事務局と調整のこと）。

7. 資料

テキスト、「消費税軽減税率まるわかりBOOK」等で説明する。

8. 派遣申込み、開始日時

申込みは平成30年4月25日（水）～、派遣開始は5月1日（火）～